

資源有効利用促進法の概要

「再生資源利用促進法」は原材料としての再利用（リサイクル）のみを促進するものであったが、これを改正し、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の「3R」を総合的に促進する枠組みとした。

具体的には、新たに以下の指定が行われることとなり、法律の名称も変更された。

- ①指定省資源化製品：省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制を図るべき製品
- ②指定再利用促進製品：部品等の再使用対策を図るべき製品
- ③指定再資源化製品：事業者による回収・リサイクルを推進すべき製品
- ④工場等で発生する副産物の発生抑制・リサイクル対策を推進すべき業種

